平成２６年（フ）第１１５号
埼玉県草加市松原５丁目10番７号、旧住所埼玉県上尾市原市中３丁目６番地７　サンライズ原市105
債務者　清水　由貴
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
埼玉県越谷市千間台西２丁目20番地４　ハイムスカ105
債務者　鈴木　里菜
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
埼玉県坂戸市中富町68番地40
債務者　藤木　和久
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０７号
埼玉県坂戸市中富町68番地40
債務者　藤木くに枝
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０９号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目14番６号　森田コーポ103
債務者　大原　要一
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１０号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目14番６号　森田コーポ103
債務者　大原　淳子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１２８号
埼玉県狭山市富士見１丁目５番19号
債務者　水村綾こと　呉　　綾（ウーリン）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４２号
埼玉県所沢市東所沢１丁目11番地の４　フィオーレ・シィー201、前住所埼玉県所沢市東所沢２丁目50番地の１　レオネクストドリーム金子201
債務者　須藤　亜紀
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４４号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢377番地１ハイラークみずほ台306号
債務者　岡崎　伸二
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４６号
埼玉県入間市牛沢町３番12号
債務者　浦嶋　利奈（旧姓小泉・長谷部）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３５号
千葉県山武市横田518番地28
債務者　大塚　俊雄
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３６号
千葉県山武市横田518番地28
債務者　大塚貴美子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第４３号
千葉県東金市福俵910番地８
債務者　成田　明子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３８号
名古屋市港区当知４丁目1501番地　当知西荘４棟410号
債務者　前川　利香
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７１号
名古屋市守山区桔梗平１丁目2201番地　レオパレス吉根101号室
債務者　山野　美帆
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６２号
愛知県大府市共栄町６丁目427番地　パークハイツ共栄301号
債務者　鈴木　絵理
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３号
愛知県一宮市新生２丁目12番８号
債務者　鵜飼美津子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで名古屋地方裁判所一宮支部